

平成十二年総理府・大蔵省令第四十一号

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令

中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第一百六十号)の一部の施行に伴い、並びに信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十七条第六号、第八十九条の四及び第八十九条第一項において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十六条第二項の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令を次のように定める。

(届出事項)

第一条 信用金庫法(以下「法」という。)第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令・財務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 破産手続開始の決定を受け、破産手続開始の決定に対して抗告をし、又は抗告に対して裁判所の決定を受けた場合
- 二 再生手続開始の申立てをし、再生計画認可の決定が確定し、又は再生計画がその効力を失った場合
- 三 更生手続開始の申立てをし、更生計画認可の決定が確定し、又は更生計画がその効力を失った場合

(財務大臣への通知)

第二条 法第八十七条の五に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。

(自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)

- 第三条 法第八十七条の五に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、前条各号に掲げる場合に該当するときにする届出とする。
- (自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令)
- 第四号までに掲げる区分にあっては、第三項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。とする。

一 単体自己資本比率(第六項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分

命令

区分象対	非	自己資本比率(第六項に規定する単体自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。)を指標とする区分
トンセ パ	率比本資己自体单る係に準基内	信 用 会 合 連 庫 金 用 信 い な し 有 を 点 拠 外 海 は 又 庫 金
ロ e 上 r 單 1 比 率 i	イ 出 資 單 · 1 比 T 普 通	海 外 拠 点 を 有 す る 信 用 金 庫 連 合 会

分区二	分区一	上以
己自体单る係に準基内	満未ト ンセ パ 四 上 以 ト ンセ パ	国 内
当分るま のイ 率に 自己資 本基 準 から、 区 次 比 率 自 由 に 保 持 さ れ る 单 位 の 区 別 を 示 す る 表 の と お り	ハ 未 パン シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	国 際 統 一 基 準 の 範 囲 に 属 す る 单 位 の 区 別 を 示 す る 表 の と お り

分区一	分区二	上以
ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自
ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自

分区一	分区二	上以
ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自
ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自	ハ シ ト 四 資 单 セ 以 上 一 比 総 ト 八 セ 率 自

付業り定で三か第十は業り定項条く務他務げ号三同隨務行に第項条五止所のへ小務け所の制又は同隨務行にの項ら一四第務行にの第は若のそるに項条すにうよ規二及第十九法の事従一のるに事一は条すにうよ規ま第項条五又うよ規六同し業の業掲各第る付業り定項ひ一三第廢務た部縮業お務部抑

第二分区二		
トパー上以トンセ ○ 率比本資己自体单る係に準基 内	国	
ン e 満 ーン e 出 イ めハ 当 分るま の率自 に ト○r 单 セ・ト○r 資 单 る ま該 に比 でイ の自己 係 トパ1 体 ン1 体 等 体 範 でイ 応 にか う資 する 基 以 比 T ト三 以 比 T 普 にか じ、 揭 本 单 上セ率 i 未バ 上セ率 i 通 定 ら、 区 げハ 次 比 体 庫	国際統一基準	
命 こ 施 置 係 選 上 択 か い 措 止 部 業 庫 又 、 の な 、 の 令 と す を る 択 当 し を ず 置 等 の の は 合 缩 業 大 充 資 の る 実 指 に 該 た 選 れ の の 廃 一 事 金 併 小 務 幅 実 本	自己資本	チ る と が 庁 他 禁 扱 規 又 の う よ 規 五 項 同 條 の 業 務 他 業 務 が 各 号 第 四 項 第 五 項 同 條 の 業 務 他 業 務 が 各 号 第 四 項

二		
象対非 アフツバ 資本	自己資本を指標とする区分	第三分区
る場合以上アーバン低比率の充実の区分	第七項に規定する単体資本バツフアーピー	満未トンセ ○ 率比本資己自体单る係に準基 内
命令	ハ ント未満 ○r 单 未満 ○r 資 单 未満 ○r 資等 体 範 でイ 応 にか う資 する 基 ント未満 ○r 单 未満 ○r 資 单 未満 ○r 資等 体 範 でイ 応 にか う資 する 基 バーパー比率自セ率i 通 定 ら、 区 げハ 次 比 体 庫	国際統一基準
		未満 パン 己セ ト以バ 資本 単体 ント未満
		ハ 一・五バ 満未トンセ ○ 率比本資己自体单る係に準基 内
		命 令 停止一部又は全

分区二第 アフツバ 資本	分区一第 アフツバ 資本	分区
單體資本バツフアーピー	單體資本バツフアーピー	
場合満の四分の三比率未である場合の二分の一比率が最	場合満の四分の三比率未である場合の二分の一比率が最	
命め及びその提出の求められる改善計画の合理的復するための実行の求	外外部流出制限計画	外部流出制限計画

一
率比
ハ
ト五以
未パン 己 ン上 | e ト五以
満 | ト二資連 ト三セ | r 連未
セ以バ本結未パン | 1 結満 | 二セ
ン上 | 比總 | ト五比 T セ・ン
ト四セ率自 セ以パ率 i ンニト三

制又の受積は預によるめの被利しにのの抑増縮産抑の又の員又行そ出され認理係充資く令げロつ等子
は禁入金定金よ条らとる益て照条通取制加又の総制額は禁賞は配の及のるめ的る実本自をるにてに会
抑止れの期又る件れ認もを不ら件常引のは圧資のそ止与役当実び提計らと合にの己除命掲はあ社

か第十は業り定項條く務他務げ号三同隨務行に第項條五のは株社縮業社止所るの小務け所の
ら一四第務行に第は若のそるに項條すにうよ規二及第十法処持式等子小務等子の事従一のるに事一
第項條五又うよ規六同し業の業掲各第付業り定項び一三第分分又の会のの会廢務た部縮業お務部

第二の分区		
○ セ パ	率比本資己自結連る係に準基 内	リ チ ト ハ 口 イ ト五以 未パン 己 ン上 e ト五以 満 ト二資連 ト三セ r 連未 セ以バ本結未パン 1 結満 二セ ン上 比總 ト五比 T セ・ン ト四セ率自 セ以パ率 i ンニト三
イ ーン e 出 めハ當分るまの率自に ・ト ○ r 資連るま該に比でイの己係統 一以 比 T 普圓にかじの掲らち本連基 バ上セ率 i 通 定ら、区げハ次比結準		リ チ ト ハ 口 イ ト五以 未パン 己 ン上 e ト五以 満 ト二資連 ト三セ r 連未 セ以バ本結未パン 1 結満 二セ ン上 比總 ト五比 T セ・ン ト四セ率自 セ以パ率 i ンニト三
自 該上掲かい措止部業庫又、のな、の己 選、しを置等のののは合縮業大充資 選れのの廢一事金併小務幅実本	ヌ るとが庁他禁扱規又のうよ規五同し業の業掲各第付業り定で三 措認必長金そ止いのは縮業り定項條く務他務げ号四同隨務行に第は若のそるに項條すにうよ規ま	

第一 第十六項に規定する連絡資本比率を指標とする区分		第三 分区三
資本連率アバ結率が1ツ資最比フ本	○ 満未トンセ パ 率比本資己自結連る係に準基 内	リ チ ト ハ 口 イ ト五以 未パン 己 ン上 e ト五以 満 ト二資連 ト三セ r 連未 セ以バ本結未パン 1 結満 二セ ン上 比總 ト五比 T セ・ン ト四セ率自 セ以パ率 i ンニト三
命 命 令 令	ハ 口 イ 己 ン上 e ト五以 ント未 ト二資連 ト三セ r 連未 セ率自 セ率 i 通 定ら、区げハ次比結準	命 停一部業務の 令 部又ののは全 の命 とす 令 實措置を の命 とす

二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第一項第四号に掲げる表各項（レバレッジ・バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄に規定する外部流出制限計画をいう。）の実行に係る事業年度の前事業年度における損益計算書の税引前当期純利益の額に、当該前事業年度において費用として計上された前項に規定する外部流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上された場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

11 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（前項に規定する連結自己比率、第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結自己比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12 第一項第三号に掲げる表中「最低単体資本バッファー比率」は、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体資本バッファー比率及び第十三項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第一項第三号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14 第一項第四号に掲げる表中「最低単体レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

15 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファー比率及び第二十項に規定する連結レバレッジ比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」とは、当該連結自己資本比率に係る算式により得られる比率をいう。

16 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファー比率（前項に規定する連結資本バッファー比率を除く。）について指標となる一定水準の比率をいう。

17 第二項第二号に掲げる表中「最低連結資本バッファー比率」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式において、連結資本バッファー比率（前項に規定する連結資本バッファー比率を除く。）について指標となる一定水準の比率をいう。

18 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十五項に規定する連結自己資本比率を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還）の算出に当たり当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払とがでける資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に對する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還の取得

19 第二項第二号及び第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、外部流出制限計画（同項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令欄又は第二項第四号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第六項に規定する単体自己資本比率、第七項に規定する単体レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

20 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己比率、第二十項に規定する連結資本バッファー比率及び第二十二項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をい

う。

四 その他Tier 1資本調達手段（第十五項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる連結普通出資等Tier 1比率を除く。）に對する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還の取扱い

五 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払とがでける資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十五項に規定する連結普通出資等Tier 1比率を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

六 一 剩余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式（信用金庫連合会の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をい

う。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に對して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同

項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通出資等Tier 1比率に算入できることの売買取引を成立させることができる権利（第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己資本比率、第十六項に規定する連結資本バッファー比率及び第二十項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。）

四 その他Tier 1資本調達手段（第十五項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる連結普通出資等Tier 1比率を除く。）に對する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還の取扱い

五 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払とがでける資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十五項に規定する連結普通出資等Tier 1比率を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

六 一 剩余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式（信用金庫連合会の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をい

う。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に對して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同

項に規定する業務執行者をいう。）が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三 連結普通出資等Tier 1比率に算入できることの売買取引を成立させることができる権利（第二項第四号に掲げる表中「連結レバレッジ・バッファー比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率（第十五項に規定する連結自己資本比率、第十六項に規定する連結資本バッファー比率及び第二十項に規定する連結レバレッジ・バッファー比率を除く。）であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。）

四 その他Tier 1資本調達手段（第十五項に規定する連結Tier 1比率に算入することができる連結普通出資等Tier 1比率を除く。）に對する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還の取扱い

五 当該信用金庫連合会の役員及び経営上重要な職員並びに当該信用金庫連合会の子会社等（主要なものに限る。）の経営上重要な役員及び職員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払とがでける資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier 1比率をいう。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier 1比率（第十五項に規定する連結普通出資等Tier 1比率を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

六 一 剩余金の配当

二 普通出資持分の自己取得又は信用金庫連合会の子会社等の自己株式（信用金庫連合会の子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己的株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。）及び取得条項付株式（同条第十九号に規定する取得条項付株式をい

